

建築基準法改正案の概要

アスベストによる健康被害が生じないよう、建築物におけるアスベストの使用を規制するための改正を行う。

1. 背景

吹付けアスベストなど、アスベストを飛散させる危険性があるものについては、建築物の利用者に健康被害を生ずるおそれ。このため、今後、アスベストの飛散による健康被害が生じないよう、建築物におけるアスベストの使用に係る規制を導入する。

2. 概要

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール等飛散のおそれのあるものの使用を規制する。

【規制の効果】

増改築時における除去等を義務づけ
アスベストの飛散のおそれのある場合に勧告・命令等を実施
報告聴取・立入検査を実施
定期報告制度による閲覧の実施

(参考)吹付けアスベスト等の実態調査

民間建築物	13,099 棟	(12月19日現在)
社会福祉施設	245 施設	(11月29日現在)
病院	324 施設	(11月29日現在)
学校施設等	771 施設	(11月29日現在)
公共建築物	6,617 施設	(11月29日現在)